

お客様各位

2018年8月9日  
北興化学工業株式会社

## 変更登録のお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。  
此の度、2018年8月8日付で下記農薬の適用が変更登録されましたので、お知らせ致します。

### 農薬名

第23977号 ジャイロ1キロ粒剤

### 適用変更の内容

- ・ 適用作物名に「直播水稻」を追加する。
- ・ 作物名「移植水稻」の使用法「湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布」を「湛水散布又は無人航空機による散布」に変更する。

### 【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法
移植水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ヘラオモダカ ミズガヤツリ ウリカワ ヒルムシロ オモダカ エゾノサヤヌカグサ	移植時	1 kg/10a	1回	田植同時散布機で 施用
		移植直後～ ノビエ2.5葉期 但し、 移植後30日まで			湛水散布 又は 無人航空機 による散布
直播水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミズガヤツリ ウリカワ ヒルムシロ	稲1葉期～ ノビエ2.5葉期 但し、 収穫90日 前まで			湛水散布 又は 無人航空機 による散布

イプフェンカルバゾン を含む農薬の 総使用回数	ベンゾビシクロン を含む農薬の 総使用回数	ベンゾフェナップ を含む農薬の 総使用回数
2回以内	2回以内	2回以内

使用上の注意事項を以下の通り追加、変更し、【変更後】のとおりとする。

【追加】 (7) 稲の根が露出する条件では薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。

【変更】 (8) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。

【変更後】

- (1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- (2) 本剤は雑草の発生前から発生初期に有効なので、ノビエの2.5葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にフレが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。ホタルイ、ヘラオモダカ、ミズガヤツリ、ウリカワ、エゾノサヤヌカグサは2葉期まで、オモダカは発生始期まで、ヒルムシロは発生期までが本剤の散布適期である。
- (3) オモダカは発生の期間が長く、遅い発生のものまでは十分な効果を示さない場合があるので、必要に応じて有効な前処理剤または後処理剤との組み合わせで使用すること。
- (4) 苗の植え付けが均一となるように代かきをていねいに行うこと。未熟有機物を使用した場合は、特にていねいに行うこと。
- (5) 散布に当っては水の出入りを止めて湛水のまま田面に均一に散布し少なくとも3～4日間は通常の湛水状態(水深3～5cm)を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。自然減水により田面の一部が露出する間際になったら、水尻は止めたままにし、通常の水深になるまで水を入れて水口を閉じること。また、入水は静かに行うこと。
- (6) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
  - ① 砂質土壌の水田及び漏水田(減水深2cm/日以上)
  - ② 軟弱な苗を移植した水田
  - ③ 極端な浅植の水田及び浮き苗の多い水田
- (7) 稲の根が露出する条件では薬害を生じるおそれがあるので使用しないこと。
- (8) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ① 散布は散布機種種の散布基準に従って実施すること。
  - ② 散布機種種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 粒剤散布装置については、事前に薬剤の物理性に合わせてメタリング開度を調整するとともに、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラ(スピナ)の回転数を低速に調整すること。
  - ④ 散布薬剤の飛散によって他の作物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、ほ場の端から5m以上離れた位置からほ場内に散布すること。
  - ⑤ 水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。
- (9) 梅雨期等、散布後に多量の雨が予想される場合は除草効果が低下することがあるので使用をさけること。
- (10) 本剤はその殺草特性から、いぐさ、れんこん、せり、くわいなどの生育を阻害するおそれがあるので、これら作物の生育期に隣接田で使用する場合には、十分注意すること。
- (11) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (12) 散布田の水田水を他の作物に灌水しないこと。
- (13) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

安全使用上の注意事項の内、水産動植物等に関する事項を以下のとおり変更し、【変更後】のとおりとする。

【変更】 (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

- (1) 水産動植物(藻類)に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- (2) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- (3) 散布後は水管理に注意すること。
- (4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上

変更登録後の製品情報の詳細はこちら [\(農薬製品・安全データシート \(SDS\) 一覧\)](#) からご参照下さい。